

# 報道発表

令和2年1月8日  
財務省

## 個人向け国債の発行条件等

「個人向け利付国庫債券（変動10年）」の第118回債、「個人向け利付国庫債券（固定5年）」の第106回債及び「個人向け利付国庫債券（固定3年）」の第116回債の発行条件等は下記のとおりです。

### 記

	変動10年 第118回債	固定5年 第106回債	固定3年 第116回債
利率	<p><u>初回の利子の適用利率</u> 年率0.05% (税引後0.0398425%)</p> <p>・適用利率は「基準金利×0.66(但し、下限は0.05%)」として算出されます。 ・初回の利子の基準金利は、前営業日の10年固定利付国債の入札結果から算出された金利-0.01%です。利率は、これに0.66を掛けると0.05%を下回るため0.05%となります。 ・適用利率は半年毎に見直されます。</p>	<p>年率0.05% (税引後0.0398425%)</p> <p>・利率は「基準金利-0.05%(但し、下限は0.05%)」として算出されます。 ・基準金利は、前営業日の市場実勢利回りを基に計算した期間5年の固定利付国債の想定利回り-0.11%です。利率は、これから0.05%を差し引くと0.05%を下回るため0.05%となります。 ・利率は満期まで変わりません。</p>	<p>年率0.05% (税引後0.0398425%)</p> <p>・利率は「基準金利-0.03%(但し、下限は0.05%)」として算出されます。 ・基準金利は、前営業日の市場実勢利回りを基に計算した期間3年の固定利付国債の想定利回り-0.13%です。利率は、これから0.03%を差し引くと0.05%を下回るため0.05%となります。 ・利率は満期まで変わりません。</p>
募集期間	令和2年1月9日～令和2年1月31日		
発行日	令和2年2月17日		
利払日	毎年2月15日及び8月15日(年2回)		
償還期限	令和12年2月15日	令和7年2月15日	令和5年2月15日
募集の価格	額面金額100円につき100円		
償還金額	額面金額100円につき100円		
中途換金	第2期利子支払日(発行から1年経過)以後であれば、いつでも中途換金可能です(直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685の中途換金調整額が差し引かれます)。		
中途換金の特例	この国債を購入された後、保有者がお亡くなりになった場合又は大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、上記利子支払日前であっても中途換金することが可能です。		
取扱機関	金融機関(証券会社及び銀行等995機関)		

#### 【連絡・問い合わせ先】

財務省理財局国債業務課 個人国債係  
電話(代表)03(3581)4111(内線5929)